平成２４年（フ）第６３号
群馬県高崎市下大類町541　Ｌａ．５ハイツ302号室、住民票上の住所群馬県高崎市石原町3970番地３　ヴィラーチェⅡ101号
債務者　國生　英輝
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７５号
群馬県藤岡市上戸塚110番地８
債務者　津久井朋子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０８号
静岡県沼津市大岡1716番地の１　ザ・リージェントコート相生201
債務者　外川　保美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
京都府南丹市園部町新町118番地25グリーンハイツ共栄101号
債務者　栃下　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
京都府京丹後市久美浜町布袋野1506番地
債務者　浅香佐知子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１６１９号
堺市堺区東雲西町２丁２番15号
債務者　田中　福喜
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
堺市堺区三宝町５丁281番地　クレドール三宝301号
債務者　川端　利明
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
堺市堺区三宝町５丁281番地　クレドール三宝301号
債務者　川端　綾子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
堺市西区鳳西町２丁１番地10
債務者　中村　友昭
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
堺市堺区今池町２丁７番31号今池２棟203号、住民票上の住所福島県南相馬市原町区馬場字下中内44番地の８
債務者　相良みほ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目19番15号
債務者　山谷　康夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
大阪府高石市西取石７丁目６番23号
債務者　藤原　晴吉
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟805号室、前住所福井県吉田郡永平寺町山王第18号４番地６
債務者　舛谷こと三浦こと　滝本登美江
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
堺市北区東雲東町２丁２番２―405号
債務者　下川フヂ子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
広島県安芸高田市吉田町常友1350番地７
債務者　西岡　惠子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２０号
広島県安芸高田市美土里町本郷3997番地１、前住所広島市安芸区矢野東６丁目43番７号梶岡アパート１号室
債務者　中尾　良弘
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１０８号
高知県土佐市宇佐町宇佐281番地３
債務者　松井　麻美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
高知地方裁判所破産係